

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税等の徴収及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、地方税等の徴収及び滞納整理事務(以下「徴収事務」)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

また、徴収事務における税情報は地方税法第22条等の罰則規定により重い守秘義務が課せられている個人情報であることを認識し、個人情報の保護に関する法律、座間市個人情報保護条例等の個人情報保護に関する関係法令を順守するとともに、組織として個人情報の管理体制を明確にし、人的・物理的セキュリティ、不正アクセス等に対する対策を策定し、履行し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

## 評価実施機関名

座間市長

## 公表日

平成31年4月1日



# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の徴収及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づき、住民に対して公正・公平な徴収事務を行う。</p> <p>また、住民の正しい権利を確保するために、徴収に必要な市民等に関する情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>地方税法及び関連する法令並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 納税者が納付書等による納付を行った場合の市指定金融機関等からの領収済通知書による確認</li><li>② 納税者からの納付額が課税額を超過している場合に還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付</li><li>③ 納期限内に課税額の納付がない場合の納税者に対する督促</li><li>④ 督促後、納税者からの納付がない場合の滞納処分の執行</li><li>⑤ 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するための他機関に対する実態調査</li></ul>
③システムの名称	(1) 収納管理システム (2) 滞納管理システム (3) 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	座間市企画財政部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市企画財政部収納課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8021

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

